

福井県建設工事総合評価落札方式実施要領 新旧対照表

改正後	改正前
福井県建設工事総合評価落札方式実施要領 (趣旨) 第1条～第6条 【省略】 (技術資料の提出) 第7条 総合評価落札方式による入札に参加を希望する者は、制限付き一般競争入札実施要領第7条に規定する確認申請書等のほか、次の各号に掲げる入札方式の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるところにより、技術資料を提出しなければならない。 (1) 制限付き一般競争入札 次項各号に掲げる技術資料（第2号に掲げるものを除く。）のうち入札公告で示したものを、入札公告の日の翌日から起算して、原則として15日以上（福井県の休日を定める条例（平成元年福井県条例第2号）第1条に規定する休日（以下「休日」という。）を含む。）経過した日で入札執行者が定める日までに、入札公告において定める方法により提出する。 (2) 制限付き一般競争入札（事後審査型） 次に掲げる技術資料の区分に応じ、それぞれ次に定めるところによる。 ア 次項第1号および第2号の技術資料 入札書の提出と同時に、入札公告において定める方法により提出する。 イ アに掲げる技術資料以外の技術資料 制限付き一般競争入札（事後審査型）実施要領第8条第2項に規定する確認申請書等の提出期間内に、入札執行者が指定する方法により提出する（確認申請書等の提出を求められた者に限る。）。 2 技術資料は、次に掲げるとおりとする。 (1) 技術資料提出書（様式第4号） (2) 技術資料自己評価申請書（様式第4号の2） (3) 技術提案(1)品質に係る提案（様式第5号） (4) 技術提案(2)施工上の課題に係る提案（様式第6号） (5) 技術提案(3)工程に係る提案（様式第7号） (6) 工程表（様式第7号の2） (7) 技術提案(4)安全に係る提案（様式第8号） (8) 企業の技術力および地域性・社会性（様式第9号） (9) 県産品活用計画書（様式第9号の4） (10) 企業の工事成績算出対象工事（様式第10号） (11) 企業の工事成績として評価する工事の実績（様式第10号の2） (12) 主任（監理）技術者の資格・工事経験（様式第11号） 【削除】 3 技術資料の作成に要する費用は、入札参加者の負担とする。 4 技術資料が提出された場合、その返却および公表は行わないものとする。 5 技術資料の提出後における提案内容の変更は、認めないものとする。 6 技術資料の撤回、内容の修正または再提出は、認めないものとする。 第8条～第20条 【省略】	福井県建設工事総合評価落札方式実施要領 (趣旨) 第1条～第6条 【省略】 (技術資料の提出) 第7条 総合評価落札方式による入札に参加を希望する者は、制限付き一般競争入札実施要領第7条に規定する確認申請書等のほか、次の各号に掲げる入札方式の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げるところにより、技術資料を提出しなければならない。 (1) 制限付き一般競争入札 次項各号に掲げる技術資料（第2号に掲げるものを除く。）のうち入札公告で示したものを、入札公告の日の翌日から起算して、原則として15日以上（福井県の休日を定める条例（平成元年福井県条例第2号）第1条に規定する休日（以下「休日」という。）を含む。）経過した日で入札執行者が定める日までに、入札公告において定める方法により提出する。 (2) 制限付き一般競争入札（事後審査型） 次に掲げる技術資料の区分に応じ、それぞれ次に定めるところによる。 ア 次項第1号および第2号の技術資料 入札書の提出と同時に、入札公告において定める方法により提出する。 イ アに掲げる技術資料以外の技術資料 制限付き一般競争入札（事後審査型）実施要領第8条第2項に規定する確認申請書等の提出期間内に、入札執行者が指定する方法により提出する（確認申請書等の提出を求められた者に限る。）。 2 技術資料は、次に掲げるとおりとする。 (1) 技術資料提出書（様式第4号） (2) 技術資料自己評価申請書（様式第4号の2） (3) 技術提案(1)品質に係る提案（様式第5号） (4) 技術提案(2)施工上の課題に係る提案（様式第6号） (5) 技術提案(3)工程に係る提案（様式第7号） (6) 工程表（様式第7号の2） (7) 技術提案(4)安全に係る提案（様式第8号） (8) 企業の技術力および地域性・社会性（様式第9号） (9) 県産品活用計画書（様式第9号の4） (10) 企業の工事成績算出対象工事（様式第10号） (11) 企業の工事成績として評価する工事の実績（様式第10号の2） (12) 主任（監理）技術者の資格・工事経験（様式第11号） <u>(13) 配置予定技術者のその他の工事経験（様式第11号の2）</u> 3 技術資料の作成に要する費用は、入札参加者の負担とする。 4 技術資料が提出された場合、その返却および公表は行わないものとする。 5 技術資料の提出後における提案内容の変更は、認めないものとする。 6 技術資料の撤回、内容の修正または再提出は、認めないものとする。 第8条～第20条 【省略】

附 則 1 この要領は、平成２０年４月１日から施行する。 2 この要領の施行の日前に公告を行った入札により行う総合評価落札方式の手続きについては、なお従前の例による。 3 福井県建設工事総合評価落札方式試行要領は、廃止する。 附 則（平成２３年７月１４日） 1 この要領は、平成２３年７月１５日（次項において「施行日」という。）から施行する。 2 改正後の規定は、施行日以後に入札公告を行う工事に係る入札から適用し、施行日前に入札公告を行った工事に係る入札の手続については、なお従前の例による。 附 則 1 この要領は、平成２４年４月１日（次項において「施行日」という。）から施行する。 2 改正後の規定は、施行日以後に入札公告を行う工事に係る入札から適用し、施行日前に入札公告を行った工事に係る入札の手続については、なお従前の例による。 附 則 1 この要領は、平成２５年５月１日（次項において「施行日」という。）から施行する。 2 改正後の規定は、施行日以後に入札公告を行う工事に係る入札から適用し、施行日前に入札公告を行った工事に係る入札の手続については、なお従前の例による。 附 則 1 この要領は、平成２６年６月１日（次項において「施行日」という。）から施行する。 2 改正後の規定は、施行日以後に入札公告を行う工事に係る入札から適用し、施行日前に入札公告を行った工事に係る入札の手続については、なお従前の例による。 <u>附 則</u> <u>1 この要領は、平成２７年４月１日（次項において「施行日」という。）から施行する。</u> <u>2 改正後の規定は、施行日以後に入札公告を行う工事に係る入札から適用し、施行日前に入札公告を行った工事に係る入札の手続については、なお従前の例による。</u>	附 則 1 この要領は、平成２０年４月１日から施行する。 2 この要領の施行の日前に公告を行った入札により行う総合評価落札方式の手続きについては、なお従前の例による。 3 福井県建設工事総合評価落札方式試行要領は、廃止する。 附 則（平成２３年７月１４日） 1 この要領は、平成２３年７月１５日（次項において「施行日」という。）から施行する。 2 改正後の規定は、施行日以後に入札公告を行う工事に係る入札から適用し、施行日前に入札公告を行った工事に係る入札の手続については、なお従前の例による。 附 則 1 この要領は、平成２４年４月１日（次項において「施行日」という。）から施行する。 2 改正後の規定は、施行日以後に入札公告を行う工事に係る入札から適用し、施行日前に入札公告を行った工事に係る入札の手続については、なお従前の例による。 附 則 1 この要領は、平成２５年５月１日（次項において「施行日」という。）から施行する。 2 改正後の規定は、施行日以後に入札公告を行う工事に係る入札から適用し、施行日前に入札公告を行った工事に係る入札の手続については、なお従前の例による。 附 則 1 この要領は、平成２６年６月１日（次項において「施行日」という。）から施行する。 2 改正後の規定は、施行日以後に入札公告を行う工事に係る入札から適用し、施行日前に入札公告を行った工事に係る入札の手続については、なお従前の例による。
---	---